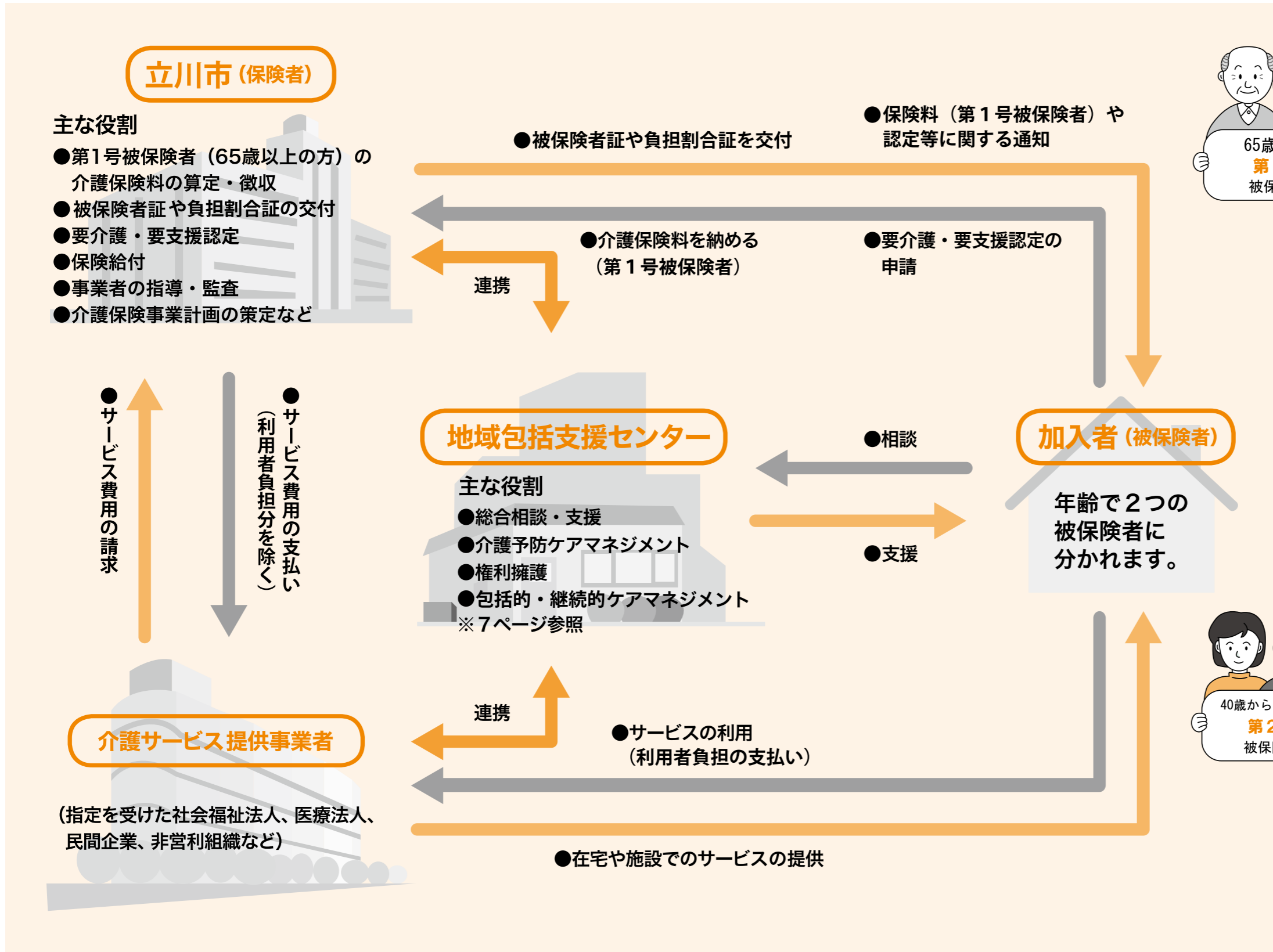


1 介護保険制度のしくみ



65歳以上の方は

「第1号被保険者」

介護保険サービスを利用できる方

- 介護や支援が必要であると「認定」を受けた方 (介護が必要となった原因は問いません)

介護予防・生活支援サービスを利用できる方

- 要支援及び介護予防アンケートでサービスが必要と判断された方 (介護予防・生活支援サービス事業対象者)

介護保険の被保険者証

- 一人に1枚ずつ被保険者証が交付されます
- 65歳になる月に交付されます
- 被保険者証が必要なとき
 - ・要介護・要支援認定を申請するとき
 - ・サービスを利用するとき

保険料

市 (保険者) が算定し、徴収します。

40歳から64歳の方は

「第2号被保険者」

介護保険サービスを利用できる方

- 介護保険で対象となる病気*が原因で「認定」を受けた方 (交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。)

介護保険の被保険者証

- 認定を受けた方に被保険者証が交付されます

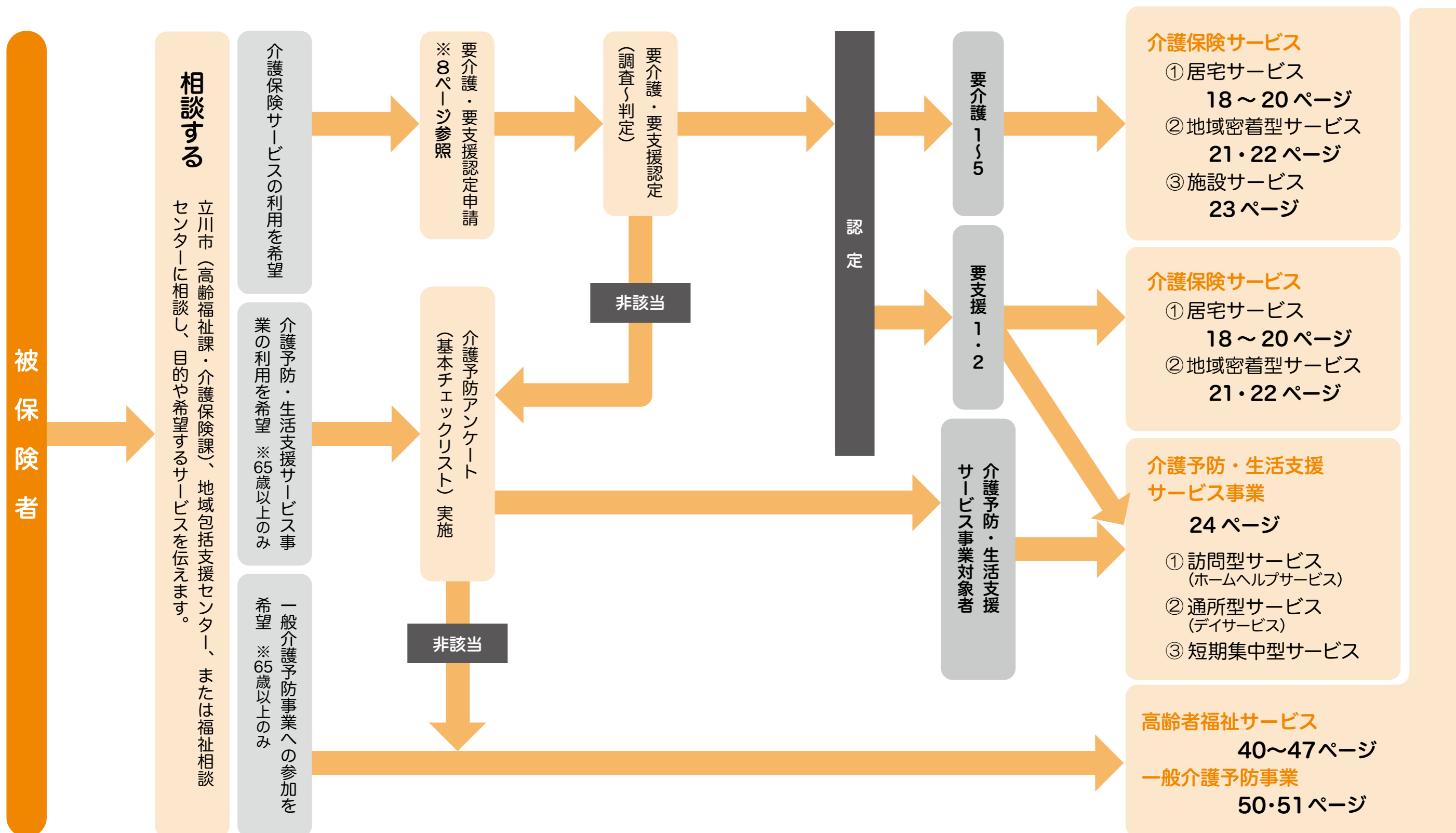
※介護保険で対象となる病気 (特定疾病) には、次の16種類が指定されています。

●筋萎縮性側索硬化症	●脳血管疾患
●後縦靭帯骨化症	●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
●骨折を伴う骨粗しょう症	●閉塞性動脈硬化症
●多系統萎縮症	●関節リウマチ
●初老期における認知症	●慢性閉塞性肺疾患
●脊髄小脳変性症	●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
●脊管狭窄症	●がんの末期
●早老症	
●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	

保険料

加入している医療保険において徴収されます。

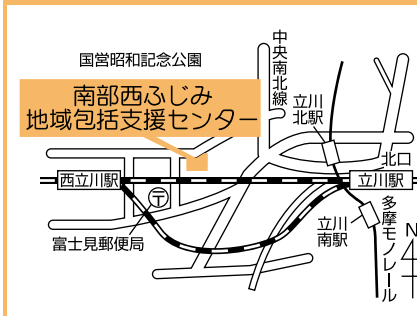
2 介護保険・高齢者のサービスの流れ



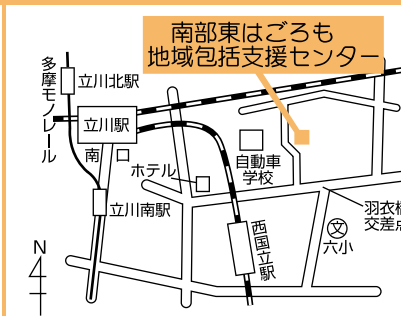
上記サービスのほか、認知症の方やご家族へのサービスがあります。
52・53ページ

地域包括支援センター

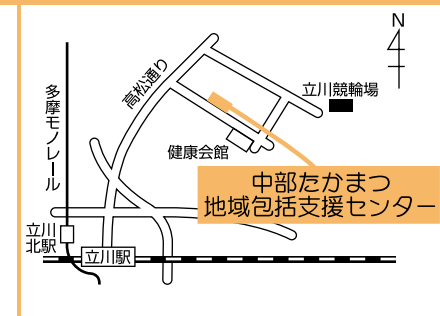
保健福祉サービスの総合相談や申請受付、
介護予防プラン（要支援）、介護予防・生活支援
サービス利用の相談、権利擁護の相談など。



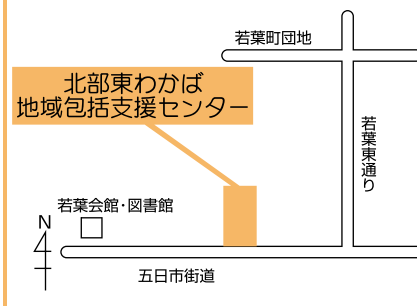
**南部西ふじみ
地域包括支援センター**
主な担当地域（富士見町・柴崎町）
富士見町2-36-47
立川市社会福祉協議会内
TEL 540-0311 FAX 548-1747



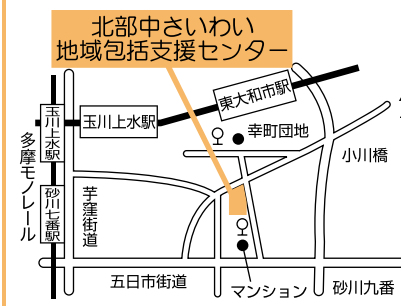
**南部東はごろも
地域包括支援センター**
主な担当地域（羽衣町・錦町）
羽衣町1-12-18
羽衣地域福祉サービスセンター内
TEL 523-5612 FAX 523-5613



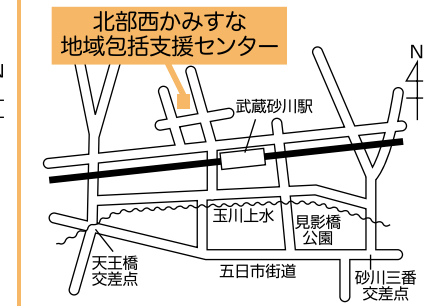
**中部たかまつ
地域包括支援センター**
主な担当地域（高松町・曙町・緑町）
高松町2-27-27
TBK高松第1ビル101号室
TEL 540-2031 FAX 522-1636



**北部東わかば
地域包括支援センター**
主な担当地域（若葉町・栄町）
若葉町3-45-2
介護老人保健施設わかば内
TEL 538-1221 FAX 538-1222



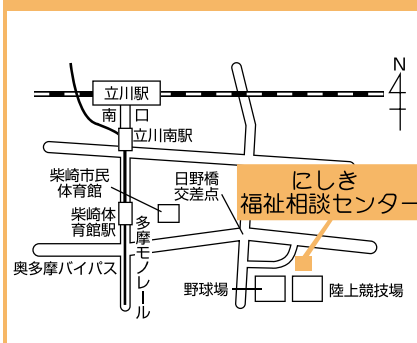
**北部中さいわい
地域包括支援センター**
主な担当地域（幸町・柏町・砂川町・泉町）
幸町4-14-1
至誠キートスホーム内
TEL 538-2339 FAX 538-1302



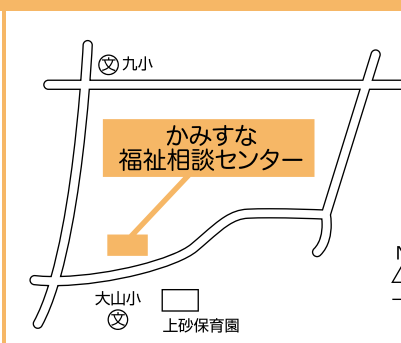
**北部西かみすな
地域包括支援センター**
主な担当地域（上砂町・一番町・西砂町）
上砂町5-76-4
砂川園内
TEL 536-9910 FAX 536-9953

福祉相談センター

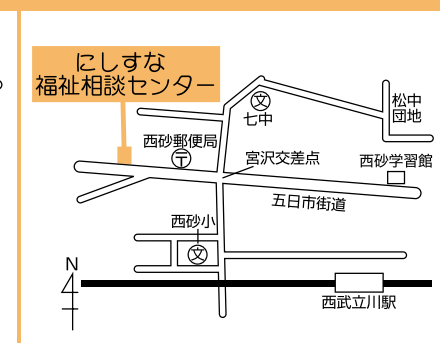
介護保険・福祉の相談、申請受付



**にしき
福祉相談センター**
錦町6-28-15
至誠ホーム内
TEL 527-0321 FAX 527-0322



**かみすな
福祉相談センター**
上砂町1-13-1
上砂地域福祉サービスセンター内
TEL 537-7799 FAX 536-7182



**にしすな
福祉相談センター**
西砂町5-5-5
西砂ホーム内
TEL 531-5550 FAX 531-3451

開設時間 月～金：午前9時～午後7時 土：午前9時～午後5時（祝日、12/29～1/3を除く）

地域包括支援センターって？

地域包括支援センターは、みなさんが住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が、区市町村や地域の医療機関、民生・児童委員、サービス提供事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応しています。

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療に関することなど、さまざまな相談に応じます。

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方や介護予防・生活支援サービス事業対象者、支援や介護が必要となるおそれの高い方が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。

権利擁護

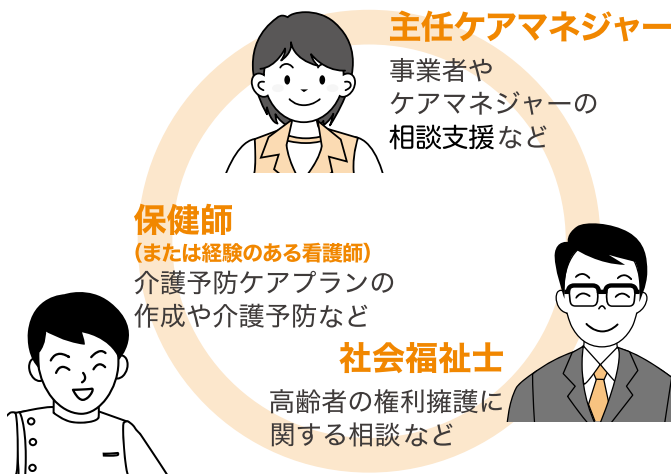
みなさんが安心して暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待の早期発見や成年後見人制度の紹介、消費者被害などに対応します。

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

どんなスタッフがいるの？

地域包括支援センターでは、保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が中心となり、お互いに連携をとりながら、総合的に高齢者を支えます。



3 介護保険・申請から認定までの流れ

介護保険のサービスを利用するには、まず申請をし、介護や支援が必要かどうかの認定（要介護・要支援認定）を受けることが必要です。

下記は、申請から認定までの流れになります。サービスを利用するには、この流れを経て、居宅サービスを利用する方は**13ページ**、施設サービスを利用する方は**15ページ**の手続きを行ってください。

なお、非該当となった方でも介護保険に代わるサービス（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、高齢者福祉サービス）をご利用できますので、**40ページ以降**をご覧ください。

①申請

☆申請できる方

本人または家族。なお、居宅介護支援事業者や介護保険施設などでも代行します。

☆受付場所

市役所介護保険課と各地域包括支援センター、各福祉相談センター

☆申請に必要なもの

- 第1号被保険者
(65歳以上の方)
介護保険被保険者証
- 第2号被保険者
(40歳～64歳)
医療保険証
(健康保険被保険者証)

※前住所地で介護認定を受けていた方は、前住所地の認定が継続されるため（6か月間）、転入先の区市町村で、異動日から14日以内に申請を行う必要があります。

申請書の書き方は
10・11ページ
をご覧ください。

②認定調査

調査員（居宅介護支援事業所職員または市職員）がご自宅など、現在生活をされている所を訪問し、食事や歩行など心身の状態を調査します。

調査票と主治医意見書の一部をもとに、コンピュータにより判定されます。
(1次判定)



主治医意見書

市は申請された方の主治医に意見書の作成を依頼します（費用の負担はありません）。

申請から認定結果が出るまで

認定結果をお知らせします

介護認定審査会の審査結果に基づいて、介護予防が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」、要支援にも要介護にも該当しない「非該当」の区分に分けて認定を行い、認定結果通知と関係書類等をご自宅（または指定された送付先）にお送りします。

お送りする書類等は、認定された要介護状態区分と認定の有効期間を記載した「認定結果通知」と「介護保険被保険者証」、サービスを利用する場合の利用料の負担割合を記載した「負担割合証」、サービスを利用する場合の手順等をご案内した「サービス利用等の手引き」などです。

③認定審査会

1次判定の結果と主治医の意見書の記載をもとに、保健・医療・福祉の専門家からなる「介護認定審査会」で、介護の必要性やその度合い（非該当、要支援1・2、要介護1～5）を総合的に審査・判定します。



認定

認定

要支援1・2、要介護1～5までの7段階のいずれかに判定されます。

非該当

自立

介護保険のサービスは利用できません。しかし介護予防・生活支援サービス事業（介護予防アンケート該当者のみ）、一般介護予防事業、高齢者福祉サービスは利用できます。

居宅サービス
18ページ

地域密着型サービス
21ページ

施設サービス
23ページ

介護予防・生活支援サービス事業
24ページ

高齢者福祉サービス
40ページ

一般介護予防事業
50ページ

おおむね1か月位です ※

※ただし、主治医意見書の作成や認定調査に時間を要すると遅くなります。

4 介護保険・申請書の書き方について

申請書の書き方について

介護保険 要介護・要支援認定 申請書

[(新規) ・ 更新 ・ 変更 (いずれかに○)]

立川市長 殿 申請日 令和3年 4月 1日

次のとおり申請します。

認定を受けようとする方 (被保険者)	フリガナ	タチカワ ハナコ		被保険者番号	0000123456				
	氏名	立川 花子		生年月日	明・大・ ○ 17年4月1日 (79歳)				
	個人番号			性別	男 ・ ○ 女				
	住所 ※住民登録の通り	立川市泉町1156-9		電話番号	042 (523) 2111				
	現在生活をされている所 ※入院・入所されている方 ※通所・短期利用は除く ※上記住所にお住まいでない方	病院名 施設名	●▲病院		電話番号	042 (○○○) □□□□			
	病院・施設所在地 現在お住まいの住所	立川市錦町×-×-××		退院・退所のご予定	<input type="checkbox"/> 無し / <input type="checkbox"/> 未定 / <input checked="" type="checkbox"/> 有り⇒(いつ頃→ 4月末頃)				
現在の認定状況 ※更新・変更申請の方	要介護・要支援 状態区分	要介護	… <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5	要支援	… <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2				
	有効期間	年 月 日～ 年 月 日		現在、介護保険のサービスを	<input type="checkbox"/> 利用している / <input type="checkbox"/> 利用していない				
	申請の理由 ※新規・変更申請の方 ※更新申請で介護サービスを利用していない方	転倒骨折により、●月●日入院。●月■日手術後、現在リハビリ中。退院後、通所リハビリ・福祉用具レンタルなどの介護サービスを希望。							

主治医	医療機関名	●▲病院	医師氏名(診療科名)	砂川 太郎 (整形外科)
	所在地	〒190-0022 立川市錦町×-×-××		
	電話番号	042 (○○○) □□□□	受診日(予定日も可)	入院中

2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ、ご記入ください。(必ず医療保険証のコピーを添付してください)

2号	特定疾病名	医療保険者名称
----	-------	---------

この申請書提出される方が被保険者ご本人以外の方はご記入ください。

申請を提出する方	提出者氏名	立川 一郎	ご本人との関係	長男
	提出者住所	〒 同上 電話番号 042 (523) 2111		
	提出代行者名称 ※事業者が提出する場合	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設)		

認定調査に関する希望	調査時にご家族などの同席を希望されますか?	<input checked="" type="checkbox"/> する / <input type="checkbox"/> しない		
	調査に同席される方のご連絡先 ※調査日時のご相談の連絡を致しますので、平日の日中に連絡の取りやすい連絡先をご記入ください。	調査に関する希望 ※事前に調査員に伝えておきたい事、配慮すべき事などがあればご記入ください。(調査実施は平日日中です)		
	フリガナ 氏名	タチカワ イチロウ	ご本人との関係 (長男)	
電話番号	090 (●●●●) ●●●● 自宅・勤務先・(携帯)			

介護(介護予防)サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のため又は緊急対応が必要と認められる場合において、要支援・要介護認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書及び申請者以外の家族の連絡先もしくは契約している居宅サービス事業者を、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・居宅サービス事業者・介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示等することに同意します。(同意する場合は、下記にご署名をお願いします。)

署名(認定を受けようとする方)	立川 花子	受付印(介護保険課)	受付印
代筆者名(署名代筆の場合)	立川 一郎 ご本人との関係 (長男)		
認定有効期間内において、 延期通知を行わないことに	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		

まず、「新規」「更新」「変更」のいずれかに○をしてください。

1. 認定を受けようとする方(被保険者)

- 被保険者番号
『介護保険被保険者証』(青い保険証)の表紙の一番上に記載されている10ケタの番号をご記入ください。
- 個人番号
申請を受けようとする方の個人番号(マイナンバー)をご記入ください。ただし番号を記載した場合は申請時に身分証明書、個人番号の分かるものなど確認書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。
(個人番号が空欄でも申請書の提出は可能です。必要書類が整わない場合は個人番号は空欄にして下さい。)
- 現在生活をされている所
①現在病院に入院されている方、②施設にご入所中の方、③住民登録地と異なる住所地にお住まいの方は、現在いらっしゃる場所の連絡先をご記入ください。ただし、デイサービスやショートステイなどの通所、短期での施設利用の方は、記入の必要はありません。また、退院、退所のご予定もご記入ください。
- 現在の認定状況(更新・変更申請時のみ)
『介護保険被保険者証』(青い保険証)の2ページに記載されている「要介護状態区分」、「認定の有効期間」をご記入ください。また、現在介護保険のサービスを利用しているのかも、ご記入ください。
- 申請の理由
新規申請、変更申請または介護サービスを利用していない方の更新申請の場合は申請する理由をご記入ください。

2. 主治医

- 現在かかりつけの医師のお名前(分からない場合は診療科名だけでも可)、医療機関名をご記入ください。主治医が複数いる場合には、特に介護が必要とするに至った病気について、日ごろから診察していただいている主治医をお書きください。また、医療機関の所在地、電話番号もご記入ください。
- 受診日
認定を受けようとするご本人が、主治医に診察を受けた日(または受ける予定日)で最も近い日付をご記入ください。

3. 2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

40歳から64歳の医療保険加入の方は、介護保険法で定められた特定疾病名(3ページ参照)をご記入ください。また、医療保険証をご確認の上、保険者名称もご記入ください。申請の際には医療保険証のコピーの提出もお願いいたします。(65歳以上の方は医療保険証のコピーの提出は必要ありません。)

4. この申請書を提出される方が【認定を受けようとする方】でない場合記入してください。

- ご家族などが市役所介護保険課や、地域包括支援センター、福祉相談センターに提出する場合、氏名・本人との関係・住所・電話番号をご記入ください。
- 事業者に提出を依頼される場合
1)に加えて、提出代行者名称欄に事業者が事業者名等を記載してください。

5. 認定調査に関する希望

ご家族等が認定調査に同席を希望される場合は、「する」にのチェックをし、同席される方の氏名・本人との関係・平日日中の連絡先の電話番号をご記入ください。同席を希望しない方は「しない」にのチェックをしてください。また事前に調査員に伝えておきたい事などあれば、ご記入ください。

6. 署名欄

介護を提供する者などに、認定にあたって作成した書類を見せたり、写しを渡すことに同意される場合には、氏名(認定を受けようとする方)の欄にご本人のお名前をご記入ください。代筆者がご記入された場合には、下の代筆者欄にもご記入ください。

7. 認定延期通知について

認定の有効期間(1.の4でご記入いただいた、介護保険被保険者証2ページに記載されている期間)内において、認定延期通知を送付しないことに同意する場合には「同意する」にのチェックをしてください。同意しない場合には「同意しない」にのチェックをしてください。

※裏面には何も記載しないでください。何か伝えたい事などがあれば、メモなどを添付してください。

5 認定の有効期間と更新申請について

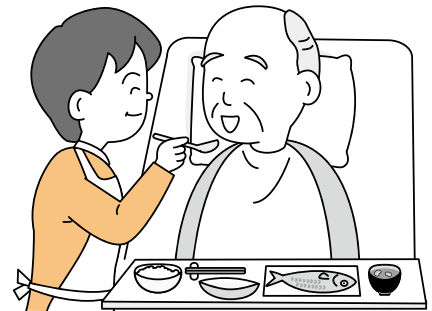
介護保険では一度認定を受けても、その後心身の状況が変化することが考えられるため、新規認定の有効期間を原則6か月（上限12か月）としており、その後も介護等が必要であり、サービスを利用される場合には、更新申請が必要となります。

市では有効期間満了の60日前頃に、「更新申請のお知らせ」と「更新申請書」をお送りしますので、必要事項を記入の上、市役所介護保険課、地域包括支援センターまたは、福祉相談センターまで提出もしくは郵送してください。

有効期限満了前に申請されれば有効期間は継続しますが、要介護状態区分が変わることなども考えられるため、有効期間満了前に新たな認定を受けておくことが必要です。

認定までには時間がかかりますので、早めに更新申請をしてください。

更新認定の有効期間の上限は48か月です。



6 介護保険における不服や苦情などがある場合

◎要介護・要支援認定や保険料などに関する不服

要介護・要支援認定の結果や保険料の決定等に不服がある場合には、東京都に設置された「介護保険審査会」に不服申立て（審査請求）をすることができますが、市役所介護保険課に申し出ていただければ、要介護・要支援認定の考え方や認定経過、または保険料の仕組み等についてご説明させていただきます。なお、審査請求をすることのできる期間は、原則として決定通知を受け取った日の翌日から3か月以内となっています。

◎サービス内容に関する苦情

サービス内容に関する苦情は、各都道府県ごとに設置されている「国民健康保険団体連合会」（国保連）で受け付けるほか、身近な窓口申し立てできるように市役所介護保険課や地域包括支援センター、福祉相談センター、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）でも受け付けます。相談を受けた機関がサービス事業者に苦情内容の確認を行うほか、内容によっては市や都、国保連が指導等にあたります。

7 介護保険サービスの利用までの流れ

8・9ページの流れを経て、要介護・要支援の認定を受けた方は、介護保険サービスを利用できます。

居宅サービスや施設サービスなどの利用を希望する方は、次の手順でサービスを利用してください。

◎居宅でサービスを受けることを希望する方

認 定	
要支援 1	要介護 1
要支援 2	要介護 2
	要介護 3
	要介護 4
	要介護 5

①ケアマネジャーと契約

○要支援1・2の方は、お住まいの担当地域の地域包括支援センター（6ページ参照）に連絡、相談し、担当のケアマネジャーが決まります。

○要介護1～5の方は、居宅介護支援事業者を選び、連絡し、契約を結び、担当のケアマネジャーが決まります。

※「居宅介護支援事業者一覧」を認定結果に同封します。

②ケアプラン（居宅サービス計画）の作成

○担当のケアマネジャーが、どのようなサービスをどのくらい利用するかについて、利用者や家族の希望を考慮しながら、ケアマネジメントを通し、本人に適したプランを作成します。

※作成費用はかかりません。

③介護保険サービスの利用

○サービス事業者と契約し、ケアプランにそって介護保険サービスを利用します。

※契約時の注意

契約する前には、利用者の状況にあったサービスなのか、サービス内容や利用料金などを十分に確認しておくことが必要です。疑問な点があれば、ケアマネジャーやサービス事業者に説明を求めましょう。

具体的な介護保険サービスの内容については、18～22ページをご覧ください。
福祉用具購入・住宅改修を希望される方は、25～27ページに示す手続きが必要になります。

ケアマネジメントとは

介護保険サービスを利用する本人の要介護状態や生活状況を把握したうえで、本人が望む生活を送れるよう、さまざまな介護保険サービス等を組み合わせてケアプランを作成し、そのプランにそってサービスが提供できるように事業者との調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務をいいます。

ケアプランを作成しないと、介護保険サービスを利用することができませんので、要介護・要支援認定を受けたら、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼する必要があります。

主な流れは、次のとおりです。

①課題分析（アセスメント）

要介護・要支援認定後、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接をして、利用者に関する情報を収集し、それを分析して、生活全般の解決すべき課題を明らかにします。

②ケアプラン原案の作成

ケアマネジャーが利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、地域で利用可能なさまざまな社会資源を活用してケアプランの原案を作成します。

③サービス担当者会議

利用者・家族・サービス事業者・主治医からの意見をもとにした、ケアプラン原案に基づいて会議を開催して、総合的な援助方針を決定し、目標を共有化します。

④ケアプランの決定・交付

⑤介護保険サービスの実施

⑥状況把握（モニタリング）

ケアマネジャーは、定期的に利用者の居宅を訪問し、ケアプランにそった介護保険サービスの継続的な提供によって、利用者の状況がどう変化・改善したか、あるいは改善がみられなかったかなどの把握をします。

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護を必要とする方が自立した生活を送るために必要となる援助に関する知識と技術をもつ専門職です。介護保険サービスを利用するときの相談やケアプラン作成などの、ケアマネジメントを行います。また、サービス事業者や介護保険施設などとの連絡調整やケアプランの見直しを継続的に行います。

なお、要介護・要支援認定の申請をケアマネジャーに代行してもらうこともできます。



※要介護・要支援認定結果が決定する前に、やむを得ずサービス利用が必要な場合は、暫定のケアプラン作成によりサービスを受けることができます。事前にケアマネジャーや地域包括支援センターなどにご相談ください。

◎施設でサービスを受けることを希望する方

認 定

要介護 1
要介護 2
要介護 3
要介護 4
要介護 5

「要支援 1・2」と認定された方は、ご利用できません。

①介護保険施設に連絡・申込み

○入所前にサービス内容や利用料について問い合わせや見学をして検討したうえで、施設に直接申し込みます。

②介護保険施設と契約

○入所が決定したら、施設と契約を結びます。

③施設サービス計画の作成

○入所した施設のケアマネジャーが施設サービス計画を作ります。

※作成費用はかかりません。

④施設サービスの利用

○施設サービス計画にそって介護サービスを利用します。

※契約時の注意

契約する前には、利用者の状況にあったサービスなのか、サービス内容や利用料金などを十分に確認しておくことが必要です。疑問な点があれば、施設に説明を求めましょう。

介 護 保 険 施 設

◇介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

※「要介護 1・2」と認定された方は、原則入所できません。

◇介護老人保健施設（老人保健施設）

◇介護医療院

◇介護療養型医療施設（療養型病床群）（令和6年3月廃止予定）

具体的な施設サービスの内容は、23ページをご覧ください。

8 介護予防・生活支援サービスの 利用までの流れ

介護予防・生活支援サービスを利用するには、要支援1または要支援2の認定を受けるか、「介護予防アンケート」を実施し、サービスが必要と判断された方(介護予防・生活支援サービス事業対象者)であるかの確認を行います。

まずは、日常生活で困っていることや利用したいサービスなどについてご相談ください。

①利用相談

加齢や疾病等により自立した生活が難しくなってきたなど、日常生活に支障が出始めた方からご相談を受けます。

相談窓口

- 立川市（高齢福祉課・介護保険課）
- 各地域包括支援センター
- 各福祉相談センター

②サービス案内

本人の「困りごと」や「利用したいサービス」などを伺い、

- ① 要介護・要支援認定申請
- ② 介護予防アンケートの実施
- ③ 一般介護予防事業等の利用
- ④ ご参加いただけそうな活動

をご案内します。

③事業利用決定

要介護・要支援認定申請により要支援1または要支援2の認定を受けた場合と介護予防アンケートにより、介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当した場合、「総合事業サービス計画作成依頼(変更)届出書」を作成し、地域包括支援センターへ介護予防ケアマネジメントの依頼をします。

④利用サービス決定

ケアマネジャーと本人と一緒にケアプランを作成します。その後、本人が利用を望み、本人の状態にあったサービスの利用手続きを経て、利用開始となります。

介護予防・生活支援サービス事業対象者の支給限度額／1月当たり

5,032単位（およそ50,320円）

※要支援1・2の支給限度額は、28ページ

介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービスで行うケアマネジメントは「介護予防ケアマネジメント」といいます。利用者本人がケアマネジャーとともに目標や方法を考え、介護予防の取り組みを生活の中に取り入れて実施できるように作成します。「どのように暮らしたいか」「今できることは何か」「何ができるようになりたいか」などを積極的にケアマネジャーに伝え、自分にとって本当に必要なサービスを利用しましょう。

